

04 答申第2号
令和5年1月17日

大府市長 岡村 秀人 様

大府市国民健康保険運営協議会
会長 栗山 美新



国民健康保険税限度額の改定について（答申）

令和5年1月17日付け04 諮問第2号にて諮問のありましたこのことについて、当協議会として慎重審議の結果、下記のとおり答申します。

記

「1 国民健康保険税限度額の改定について」は、原案のとおりとする。

- 1 国民健康保険税限度額の改定について
大府市国民健康保険税条例の一部改正

改正内容

「法定限度額の金額に合わせ、限度額を102万円から104万円に変更する。」
(支援金分20万円を2.2万円に変更する。)

令和5年4月1日施行（令和5年度課税分から適用）

大府市国民健康保険税条例の一部改正は、地方税法等の関係法令が別に定める日までに改正されることを条件とする。